特定事業所集中減算の「正当な理由」の判断基準（武蔵村山市）

１　居宅介護支援事業所が所在する日常生活圏域において、サービス種別ごとの事業所数が当該判定期間の初日現在で５事業所未満である場合

※ 日常生活圏域とは、介護保険法第117 条第２項第１号の規定により市が介護保険事業計画において定める区域をいう。

２　判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下である居宅介護支援事業所

３　判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付けられた居宅サービス計画の件数が１月当たり平均１０ 件以下の場合

４　判定期間中に休止・廃止をした場合

* 休止について、当該判定期間中に暦月で１月以上の期間休止した場合に限り、当該判定期間中に再開した場合は除く。